

(7) 所有免許状を基礎に、在職年数と単位で特別支援学校教諭二種免許状（視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者・肢体不自由者・病弱者）を取得する方法（別表第7）

基礎資格							幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有する者		
在職年数及び単位数									
最低在職年数 ※ 1							3 年		
最低修得単位数 ※ 2	特別支援教育に関する科目	第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目				1		
		第二欄 ※ 3	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	・ 視覚 ・ 聴覚	2	3		
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目					
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	・ 知的 ・ 肢体 ・ 病弱	1			
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目					
		第三欄 ※ 4	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	第二欄の 5 領域のうち、免許状に定めない領域 ＋ 重複・LD等	1			
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目					
		合計						6	

＜特別支援学校教諭二種免許状の単位修得の流れ＞

STEP1 取得しようとする領域を（視覚・聴覚・知的・肢体・病弱）を決める。

STEP2 単位を修得する。

①第一欄は、全員必ず修得する。

②第二欄は、取得しようとする領域が「中心となる領域」となっている単位を修得する。

③第三欄は、第二欄で取得しない全ての領域及び重複・LD等領域が、「中心となる領域」もしくは「含む領域」となっている単位を修得する。

【最低在職年数】

※1 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を**取得した後に**、教員として良好な成績で勤務した年数である。

注：在職年数の算定については、必ず 108 頁「在職年数の算定方法及び実務成績証明書について」を確認すること。

【最低修得単位数】

※2 基礎資格である普通免許状を**取得した後に**、大学の課程認定や認定講習等において修得するものとする。

※3 『第二欄の科目』は、取得しようとする領域（視覚・聴覚・知的・肢体・病弱）の要件を満たした上で3単位以上修得すること。

イ **視覚又は聴覚**の領域を取得しようとする場合

希望する領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）1単位及び心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）1単位を含めて2単位以上を修得しなければならない。（希望する領域が、中心となる領域となっていること。）

ロ **知的、肢体又は病弱**の領域を取得しようとする場合

希望する領域に関する「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」を含めて1単位以上修得しなければならない。（希望する領域が、中心となる領域となっていること。）

※4 『第三欄の単位』は、**取得を希望していない全ての領域と重複・LD等領域**に関する「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」を修得しなければならない。（第三欄の領域は、含む領域でも可。）

◆よくある質問◆

Q1. 放送大学の単位は利用できるか？

A1. できます。

Q2. 最低在職年数3年を満たす前に単位を修得してよいか？

A2. 基礎資格を取得した後であれば、3年の在職年数を満たす前に単位を修得することは可能です。単位修得後の免許を申請する時点で満3年を満たしていれば問題ありません。

Q3. 第一欄から第三欄の最低修得単位数を足すと5単位なので、合計5単位を修得できればよいか？

A3. 合計で6単位必要ですので、第一欄から第三欄のうち、いずれかは最低修得単位数よりも多く単位を修得する必要があります。